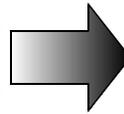


# 開発(建築)行為事前協議制度の 一部変更について (H21.4.1~)

市街化調整区域内の開発許可申請等に先だち行っている開発(建築)行為事前協議のうち、一部について下記のとおり変更することとしました。  
詳しくは、問い合わせ先にて、ご確認ください。

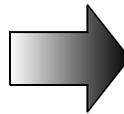
## ■変更対象の開発(建築)行為事前協議

①都市計画法(以下「法」)第34条第11号に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅で農地転用許可申請の必要がないもの



事前協議を行わずに、開発(29条)または建築(43条)許可申請を提出してください(※注1)

②法第34条第14号提案基準21「既存建築物の再活用」に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅のもの(要件4(1)に該当し、開発行為がある場合を除く。)



事前協議の添付図書のうち建物平面図、建物立面図を説明書(※注2)にかえます

※注1：指定区域内である(甲種農地、第1種農地を含まない)ことを事前に十分調査してください。開発行為の有無や開発許可の要・不要について、土木事務所と協議してください。開発または建築許可申請時に配置図、平面図、立面図(着色)の追加添付が必要となります。

※注2：説明書とは審査基準の該当要件を満たす建築計画を行う旨を記載したものをいいます。

※注3：建築確認申請時において、開発許可申請書と配置図、平面図、立面図に変更がある場合は、変更の手続きが必要になります。

## ■問い合わせ先

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ●奈良県庁建築課開発審査係 | TEL 0742-27-7562 (直通) |
| ●郡山土木事務所建築課   | TEL 0743-52-1101      |
| ●高田土木事務所建築課   | TEL 0745-52-6144      |
| ●桜井土木事務所建築課   | TEL 0744-42-9191      |
| ●吉野土木事務所庶務課   | TEL 07463-2-4051      |